

その他の留意事項

- ・ さら地（建築物が建っていない敷地）に建築する場合は「新築」であり、延べ床面積が10㎡以内でも建築確認申請が必要です。
- ・ さら地でない（ほかに建築物が建っている敷地）ところに増築、または別棟で建築する場合は、延べ面積が10㎡以内であれば確認申請は不要です。

天童市内は全域、防火地域・準防火地域以外で建築基準法第22条の区域内となっていますので、

- ・ 屋根は不燃材料としてください。
- ・ 外壁は、木造の場合、延焼のおそれのある部分を土塗壁等の準防火性能を有する構造としてください。
- ・ 法22条区域内では、屋根は不燃材料等となっていますが、ポリカーボネート板とする場合は、使用条件を確認してください。
- ・ それぞれの敷地には容積率や建ぺい率が定められておりますので、その数値を超えないよう計画してください。
- ・ 都市計画区域外では、建築する構造や規模、用途によっては建築確認申請の行為が必要な場合があります。
- ・ 建築確認は、建築基準法に基づいて建築計画を確認するものです。建築場所によっては、土地の地目、都市計画法の許可等、農地法の農地転用の許可等、農業振興地域の農用地区域内外の確認などが必要な場合がありますので、十分に調査のうえで建築してください。

離れについて

- ・ 境界線からの“離れ”については、民法に、建物を築造するには境界線から50cm以上離すように、また離れが1m未満の窓には目隠しをするように等の条項がありますので、相隣関係には十分配慮してください。
- ・ 用途地域が低層住居地域と指定されているところや地区計画により境界線からの離れ制限が設定されているところがありますので、確認してください。